

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年8月6日(2024.8.6)

【公開番号】特開2024-59980(P2024-59980A)

【公開日】令和6年5月1日(2024.5.1)

【年通号数】公開公報(特許)2024-080

【出願番号】特願2024-33643(P2024-33643)

【国際特許分類】

A 61 J 3/00(2006.01)

10

G 16 H 20/10(2018.01)

【F I】

A 61 J 3/00 310K

G 16 H 20/10

【手続補正書】

【提出日】令和6年7月25日(2024.7.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

处方データに含まれる薬品識別情報とコード読取端末により読み取られる薬品識別情報とが一致するか否かを判断する第1処理部と、

前記第1処理部による判断が実行されたときの前記コード読取端末のユーザーを識別可能なユーザー識別情報を前記薬品識別情報と対応付けて記憶する第2処理部と、

一つの前記处方データに含まれる複数の前記薬品識別情報に対応付けて複数のユーザーの前記ユーザー識別情報が記憶されている場合は、前記第1処理部により前記判断が行われた前記薬品識別情報を、当該薬品識別情報に対応する前記ユーザーを識別可能な特定識別情報と共に出力する第3処理部と、

30

を備える支援システム。

【請求項2】

前記特定識別情報は、ユーザーごと又はユーザー種別ごとに予め設定された色分け、マーク、番号である、

請求項1に記載の支援システム。

【請求項3】

前記第3処理部は、前記处方データに前記第1処理部による判断が未完了の薬品識別情報が含まれている場合には、当該未完了の薬品識別情報を識別可能に出力する、

40

請求項1又は2に記載の支援システム。

【請求項4】

处方データに含まれる薬品識別情報とコード読取端末により読み取られる薬品識別情報とが一致するか否かを判断する第1ステップと、

前記第1ステップによる判断が実行されたときの前記コード読取端末のユーザーを識別可能なユーザー識別情報を前記薬品識別情報と対応付けて記憶する第2ステップと、

一つの前記处方データに含まれる複数の前記薬品識別情報に対応付けて複数のユーザーの前記ユーザー識別情報が記憶されている場合は、前記第1ステップにより前記判断が行われた前記薬品識別情報を、当該薬品識別情報に対応する前記ユーザーを識別可能な特定識別情報と共に出力する第3ステップと、

50

をプロセッサーに実行させるためのプログラム。

10

20

30

40

50